欧州特許庁（EPO）、欧州単一特許制度の実施状況に関する報告書を公表

２０２６年１月８日
JETROﾃﾞｭｯｾﾙﾄﾞﾙﾌ事務所

欧州特許庁は、2025 年 12 月 9 日、欧州単一特許制度の実施状況に関する報告書を公表した。EPO と欧州委員会とによる欧州単一効特許に関する作業計画に基づき、制度設立から 30 月の時点で制度の評価が行われた（段落 6）。

報告書では、例えば次の点が記載されている。

- 欧州単一効特許の申請は常に増加しており、2025 年 11 月までの請求件数の累計は 75000 件を超え、2025 年（1 月～11 月）で見ると欧州特許全体の 28.3%で申請されている。特に、EU の出願人からの申請は、約 40%に上る（段落 9, 30, グラフ 2）。
- 2025 年の申請者の地域割合は、EPC 加盟国からの申請が 60.3%（日本からは 3.7%）であり、欧州において特に活用されている（段落 10, グラフ 1）。
- 欧州の SME、大学、研究機関での利用率が高く、欧州の SME による欧州特許の 66%、欧州の大学及び研究機関による欧州特許の 51%において、欧州単一効特許が申請されている（段落 11）。
- コスト面では、従来の欧州特許を 4 か国で有効化する場合に比べて、欧州単一効特許は約 3 割安く済む（段落 17, 36, 表 1）。
- 2025 年 11 月時点での欧州単一効特許の権利者数の国別割合は、上から順に、ドイツ 18.0%、米国 16.5%、中国 7.5%である。なお、日本は 3.7%である（グラフ 4）。
- SME がライセンスオブライトを示した場合、欧州単一効特許の維持費は 15%削減される。また、2026 年には、当該ライセンスオブライトの情報が Deep Tech Finder に掲載されるようになる（段落 38, 64）。
- UPC 締約国が増える場合には、欧州単一効特許の申請を遅らせることができ、実際にルーマニアが締約国となる際に官報での周知が行われた（段落 63）。
- 欧州単一効特許制度の紹介資料が日本語にて提供されている（段落 81）。

－欧州特許庁のニュースリリース等は、以下参照 －
（ニュースリリース）
https://www.epo.org/en/news-events/news/epos-review-unitary-patent-system
（報告書）
https://link.epo.org/web/news-events/news/operation-unitary-patent-system.pdf

（以上）